

規制の事前評価書

法令案の名称：下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

規制の名称：電線の占用の場所に関する基準の見直し

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省道路局路政課

評価実施時期：令和8年10月14日

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 下水道法等の一部を改正する法律（令和8年法律第65号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係政令の規定の整備等を行うほか、電線の占用の場所に関する基準として、電線を地上に設ける場合において、保安上の支障がないときに電線を車両又は歩行者の通行の用に供する部分以外の道路の部分に設ける場合は、電線と路面が離隔されていることの要件（以下「離隔要件」という。）を緩和する改正を行う。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 占用物件の一種である電線について、安全かつ円滑な道路交通を確保し、適切な維持管理を行うための選択肢の一つとして無電柱化が考えられるところ、無電柱化の手法の一つとして、地中への管路埋設を伴わず、電線の地中化よりも安価で迅速な地上配線（電線を電柱間や地中ではなく地上部分に配線する無電柱化の手法をいう。以下同じ。）がある。
- ・ 特に、倒木や土砂崩れ等による道路啓開リスクや長期停電のリスクがある人口減少の進む山間部等については、レジリエンス強化の観点及び引き続き占用物件の適切な維持管理が可能であるという観点から地上配線の活用が期待されている。
- ・ こうした中、経済産業省による検討の結果、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第4号）において従来から認められていた交通に支障を及ぼすおそれがない場所に敷設する地上電線路に加え、車両の往来が無く人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路についても、一定の基準を満たせば安全性が確保できることが確認されたため、令和7年11月に「電気設備の技術基準の解釈」が改正されており、電線の設置に関する事業法令上は、道路の交通に支障が及ばない部分（法面等）における地上配線が想定されている。
- ・ また、第3次無電柱化推進計画（令和8年6月2日国土交通大臣決定）においても、無電柱化推進の手法として、保安上支障のない形で地上配線が位置づけられたところである。
- ・ しかしながら、現行の道路法施行令（昭和27年政令第479号）第11条の2第1項第1号イの規定では、道路管理者が占用許可を与える際の基準の一つとして、電線を地上に設ける場合には例外なく離隔要件（※）が課されており、保安上支障がない地上配線については、道路の交通に支障が及ばない部分に設けたとしても道路占用者が占用許可を得られない状態となっており、上記を踏まえた制度改正が必要になっている。

（※）電線の最下部と路面との距離が5m（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあっては4.5m、歩道上にあっては2.5m）以上であること。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 道路法施行令第 11 条の 2 第 1 項第 1 号イを改正し、電線を地上に設ける場合において、「保安上の支障がないときに電線を車両又は歩行者の通行の用に供する部分以外の道路の部分に設ける場合」については、隔離要件を適用しないこととする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※「緩和」であるため、記載対象外

【新設・拡充】

<その他非規制手段の検討状況>

☐ 検討した ☐ 検討しなかった

（検討した内容・結果： ）

（検討しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- ☐ 規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため
- ☐ 既存規制の拡充を検討しており、非規制手段を検討する余地がないため
- ☐ 既に非規制手段を導入しており、その他の非規制手段案もないため
- ☐ 既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため
- ☐ その他

（「その他」の具体的理由： ）

<その他の規制手段の検討状況>

☐ 検討した ☐ 検討しなかった

（検討した内容・結果： ）

（検討しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- ☐ 規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため
- ☐ 既存規制の拡充を検討しており、既存規制と本規制案との間に他の規制手段案がないため
- ☐ 既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため
- ☐ その他

（「その他」の具体的理由： ）

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 電線を地上に設置する場合、従来は隔離要件が課せられていたため、必要に応じて電柱を立てて電線を路面から隔離する対応が求められていたが、今般の規制緩和により、無電柱化の一つの手法として保安上の支障がないときに電線を車両又は歩行者の通行の用に供する部分以外の道路の部分に設ける場合においては、電線の設置に係る隔離要件の適用が除外されることに伴い、電柱の設置が不要となる。
- ・ 無電柱化手法として、電線を地中に格納する従来の手法よりも容易に無電柱化を行うことが可能になることから、無電柱化の施工に要する日数等の減少をはじめとするコスト削減効果が見込まれる。具体的には、従来の無電柱化と比較して施工日数は最大で 66%削減できる見込みであり、総合的なコストについては最大

で 78%削減できる見込みである。

出典：資源エネルギー庁資料「開発事業における無電柱化の推進に向けたオンラインセミナー」（令和 8 年 2 月 19 日） 8 頁

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001981571.pdf

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 当該規制導入時には、道路の構造又は交通に支障が生じることを防止する観点から電線と路面の離隔を義務付けることとしていた。今般、ケーブルを防護する管路等の強度面の技術開発に伴い当該規制を緩和することとなるが、第三者的な立場の有識者で構成される委員会（※）からも、緩和により生じる直接的な支障は特段指摘されていない。

（※）第 30 回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会（令和 7 年 3 月 17 日）において、資料 1－3「PV ケーブルに係る規制の明確化等について」を踏まえて議論が行われた。

（資料 1－3）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/030_01_03.pdf

（議事録）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/030_gijiroku.pdf

<行政費用>

- ・ 電線を地上に設置する場合、従来は離隔要件が課せられていたため、必要に応じて電柱を立てて電線を路面から離隔する対応が求められており、当該電柱の設置による道路の占用について道路管理者の許可（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項）が必要となっていたが、今般の規制緩和により、無電柱化の一つの手法として保安上の支障がないときに電線を車両又は歩行者の通行の用に供する部分以外の道路の部分に設ける場合においては、電線の設置に係る離隔要件の適用が除外されることに伴い、電柱の設置が不要となることから、当該場合における電柱の設置に係る占用許可手続が不要となり、道路管理者の行政費用は発生しないこととなる。具体的には、道路管理者が国土交通大臣である場合については、従前発生していた許可 1 件当たり約 12,476 円の手続費用が発生しないこととなる。

（積算根拠）

職員の人件費：414,480 円／月

（令和 7 年国家公務員給与等実態調査結果 平均給与月額（行政職俸給表（一）））

許可手続に要する時間：許可 1 件当たり約 280 分＝0.0301 月

（日稼働時間 7 時間 45 分・月 20 日勤務と仮定）

許可手続費用：414,480 円／月×0.0301 月＝12,476 円

<その他の負担>

- ・ 上記のとおり、今般の規制緩和により、無電柱化の一つの手法として保安上の支障がないときに電線を車両又は歩行者の通行の用に供する部分以外の道路の部分に設ける場合においては、電線の設置に係る離隔要件の適用が除外されることに伴い、電柱の設置が不要となることから、当該場合における電柱の設置に係る占用許可手続が不要となり、道路管理者の行政費用は発生しないこととなる。具体的には、道路管理者が都道府県又は市町村である場合については、従前発生していた許可 1 件当たり約 11,207 円の手続費用が発生しないこととなる。

(積算根拠)

職員の人件費：372,336 円／月

(令和 7 年地方公務員給与実態調査結果等 平均給与月額(全地方公共団体・一般行政職))

許可手続に要する時間：許可 1 件当たり約 280 分＝0.0301 月

(日稼働時間 7 時間 45 分・月 20 日勤務と仮定)

許可手続費用：372,336 円／月×0.0301 月＝11,207 円

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 今般の規制緩和の契機である「電気設備の技術基準の解釈」の改正に当たっては、利害関係者の参加する有識者会議において経済産業省から改正案を提示したところ、特段意見なく了承された。
- ・ 国土交通省においても、電力事業者からヒアリングを実施し、「本取組は無電柱化推進の一環であるところ、「電気設備の技術基準の解釈」も改正されたところであり、政令改正を急ぎ進めていただきたい」等の意見を得ている。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 第 30 回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会（令和 7 年 3 月 17 日）
(委員名簿)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/030_00_02.pdf

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/030_gijiroku.pdf

(意見聴取しなかった理由)

- ☐具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- ☐遵守費用が増加せず、規制対象者以外の利害関係者もないため
- ☐参加者の抽出又は参集が困難なことから、別途、アンケート調査を行っているため
- ☐規制を共管する他の府省で、別途、意見聴取を行っているため
- ☐その他

(「その他」の具体的理由：)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<上記以外の法令案>

- ・ 事前評価書の作成から 5 年後に事後評価を実施することから、令和 13 年度までに事後評価を実施予定。